

申し込みをする前に必ずお読みください

令和2年度 保育所等入所申込み案内

| | | |
|----|---------------------------------|----|
| 1 | 入所申込書等の提出期限と提出先 | 2 |
| 2 | 支給認定について | 3 |
| 3 | 保育所等の開所時間 | 3 |
| 4 | 始良市の保育所等 | 4 |
| 5 | 保育所等に入所するための条件及び期間(保育の実施期間)について | 6 |
| 6 | 入所申込みに必要なもの | 7 |
| 7 | 保育料階層表について | 8 |
| 8 | 保育料の軽減措置について | 10 |
| 9 | 月途中に入所・退所したときの保育料について | 10 |
| 10 | 保育料の納付について | 11 |
| 11 | 家庭状況に変更等があったときの手続きについて | 11 |
| 12 | 子どもが在所中に育児休業を取得するとき | 12 |
| 13 | 入所選考について | 12 |
| 14 | 入所承諾(決定)・通知について | 12 |
| 15 | 保育所等入所選考基準 | 13 |
| 16 | 保育所等を退所するときの手続き等について | 16 |
| 17 | 始良市以外の市町村内の保育所等への入所について | 16 |
| 18 | 里帰り出産時の保育所等への入所について | 16 |
| 19 | 個人情報の取り扱い | 16 |

始良市役所
保健福祉部 子育て支援課 保育係
〒899-5492 始良市宮島町25番地
TEL：0995-66-3248(直通)

1 入所申込書等の提出期限と提出先

(1) 入所申込みに必要な書類等の提出期限

| 書 類 名 | | 説 明 | 受付期間・提出期限 |
|------------|--|--|---|
| 世帯及び要件の確認用 | 『保育所等入所申込書』 | 子ども一人につき、1部 | ※すべての書類がそろった段階で受付いたします。 【一次受付】 令和元年11月1日(金) ～ 令和元年12月13日(金) 【二次受付】 令和元年12月16日(月) ～ 随時 ※二次受付の選考は一次受付分の選考後(時期：令和2年2月下旬以降)に行ないます。 |
| | 『家庭状況調査票』 | 入所を必要とする理由を選択し、必要事項を記載 | |
| | 『就労証明書(事実確認書)』等 ※詳細は「6 入所申込みに必要なもの」(7ページ)を参照。 | 保護者の保育の必要な事由に該当する理由に応じた書類を保護者一人につき1部 ※勤務先が複数ある場合、その勤務先ごとに提出 | |
| | 『マイナンバー記入用紙』 | 世帯員全員のマイナンバー等を記載。 ※通園中の保育所等に提出する場合は封入してください。 | |
| 支給認定用 | 『支給認定申請書兼現況届』 ※詳細は「2 支給認定について」(3ページ)を参照。 | 世帯につき1部 | |
| 保育料算定用 | 令和元年度の市町村民税の『課税証明書』 | 平成31年1月2日以降に始良市に転入されたかた等 | 令和2年6月30日(火) |
| | 令和2年度の市町村民税の『課税証明書』 | 令和2年1月2日以降に始良市に転入されたかた等 | |
| | 『在園・在所証明書』 | 申し込む子どもと生計を同一にする就学前の兄弟姉妹で幼稚園や障害児通園施設等に通園しているかた | 入園、進級が決まり次第、速やかにご提出ください。 |
| | 『障害者手帳』等(写) | 申し込み児童や同居の家族が障害を有する場合 | 受付時にご提出ください。 |

(2) 入所申込書及び添付書類の提出先

| 入所の区分 | 提 出 先 |
|--------------------------|---|
| 新規入所申込みの場合 (待機のかたを含む) | ・始良市役所 本庁(子育て支援課)各総合支所(福祉係) |
| 継続入所申込みの場合 | ・現在、入所している保育所等 ・始良市役所 本庁(子育て支援課)各総合支所(福祉係) |

(3) 本人確認に必要な書類等

申請受付時に、マイナンバー(個人番号)の記載や提示をお願いしています。その際、「マイナンバー(個人番号)の確認」と「本人確認」の証明書類(例：通知カード+運転免許証、マイナンバー(個人番号)入り住民票の写し+運転免許証等)を、ご提示いただく必要があります。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示いただくと、1枚で番号確認と本人確認が可能です。

2 支給認定について

保育所等に入所申し込みをする場合は支給認定を受けなければなりません。支給認定を受けることで、次の3つの区分に応じた施設を利用することができます。

(1) 1号認定 教育標準時間認定

子どもが満3歳以上で、学校教育を希望する場合

【利用先】市立幼稚園・認定こども園(教育部分)

(2) 2号認定 保育認定

子どもが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

【利用先】保育所・認定こども園(保育部分)

(3) 3号認定 保育認定

子どもが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

【利用先】保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育

※ (2)・(3)については、保育の必要な事由や就労の時間等で次のいずれかに区分されます。

・ 「保育標準時間」利用・・・1日 11 時間利用

・ 「保育短時間」利用・・・1日 8 時間利用

※ 保護者の就労の事由等により子どもが2号認定の対象であっても、保護者が学校教育を希望する場合は1号認定を受けることができます。

※ 令和2年度4月の入所に向けた支給認定については、認定事務が集中し、審査に時間を要することから、審査結果は2月下旬にお知らせします。

3 保育所等の開所時間

(1) 保育標準時間

午前7時から午後6時まで。

午後6時以降の保育を希望の場合は延長保育となるため、施設にお申し込み下さい。

| | | |
|--|-------|------------------------------|
| 7:00 | 18:00 | 19:00 |
| 月曜日から土曜日までの保育時間（11 時間） （始良市が決定・徴収する保育料） | | 延長保育 ※ 延長料金を別途納めることになります。 |

(2) 保育短時間

保育標準時間（11 時間）内の8時間。

8時間の時間設定(利用時間)は施設で異なりますので、施設に直接お問い合わせください。

なお、8時間保育の範囲を超えて保育を希望する場合は延長保育となります。

| | | |
|-----------------------------|--|------------------------------|
| 7:00 | | 19:00 |
| 延長保育 ※延長料金を別途納めることになります。 | 月曜日から土曜日までの保育時間（8時間） （始良市が決定・徴収する保育料） | 延長保育 ※ 延長料金を別途納めることになります。 |

4 始良市の保育所等

(1) 保育所及びその他の保育サービス

※ 実施は○、未実施は—

| 区分 | 保育所の名称 | 定員 | 住 所 | 電話番号 | その他保育サービス | | |
|----|---------|----|---------------|---------|-----------|------|------|
| | | | | | 延長保育 | 休日保育 | 一時保育 |
| 公立 | 帖佐保育所 | 55 | 鍋倉 740 | 65-2245 | 19:00 | — | — |
| | 重富保育所 | 60 | 平松 6252 | 65-2101 | 19:00 | — | — |
| | 小山田保育所 | 40 | 加治木町小山田 1386 | 62-2719 | 19:00 | — | — |
| | 加治木保育所 | 60 | 加治木町諏訪町 185-2 | 62-2560 | 19:00 | — | — |
| 私立 | 山田保育園 | 80 | 下名 60 | 65-2531 | 19:00 | — | — |
| | 三船保育園 | 70 | 増田 468-2 | 65-2830 | 19:00 | — | ○ |
| | 興教寺保育園 | 80 | 西餅田 3397-5 | 65-2177 | 19:00 | ○ | ○ |
| | 希望ヶ丘保育園 | 90 | 平松 5061-2 | 65-1710 | 19:00 | — | — |
| | かずみ保育園 | 60 | 加治木町反土 1420-1 | 62-0657 | 19:00 | — | ○ |
| | かじのき保育園 | 70 | 加治木町木田 3453-7 | 63-1914 | 19:00 | — | ○ |
| | 高井田保育園 | 60 | 加治木町木田 4872-2 | 63-5043 | 19:00 | — | — |
| | 川野保育所 | 90 | 加治木町木田 757 | 62-2677 | 19:00 | — | ○ |
| | せんとり保育園 | 50 | 加治木町木田 4093 | 73-5461 | 19:00 | — | ○ |

※ 『延長保育』、『一時保育』、『休日保育』については、利用方法や利用料金が異なりますので、施設に直接お問い合わせください。

(2) 小規模保育及びその他のサービス

| 区分 | 小規模保育所の名称 | 定員 | 住 所 | 電話番号 | 延長保育 | 連携施設 |
|----|-----------|----|------------|---------|-------|---|
| 私立 | 建昌つぼみ保育園 | 19 | 東餅田 3354-2 | 73-7057 | 19:00 | 建昌保育園 建昌菜の花保育園 建昌こぎく保育園 ひまわりこども園 |
| | ひなたぼっこ保育園 | 19 | 宮島町 55-10 | 65-1212 | 19:00 | おひさま保育園 |

※ 小規模保育とは

19人以下の少人数単位で0～2歳児の保育が必要な子どもを保育する事業。
3歳児以降については小規模保育の連携施設へ入所することになります。

(3) 認定こども園及びその他の保育サービス

※ 実施は○、未実施は—

| 区分 | 認定こども園の名称 | 定員 | 住 所 | 電話番号 | その他保育サービス | | |
|----------|---|-------------|-----------------|---------|-----------|------|------|
| | | | | | 延長保育 | 休日保育 | 一時保育 |
| 公立 | 大楠ちびっ子園 | 126 | 蒲生町上久徳 1194-18 | 52-0112 | 19:00 | — | — |
| 私立 | エミールこども園 | 55 | 西餅田 2803 | 65-1515 | 19:00 | — | — |
| | エミールさくらこども園 | 75 | 西餅田 2803-3 | 65-5898 | 19:00 | — | ○ |
| | 啓明幼稚園・保育園 | 32 | 池島町 31-7 | 65-3027 | 19:00 | — | — |
| | 建昌保育園 | 105 | 東餅田 2602 | 67-3333 | 19:00 | — | ○ |
| | 建昌菜の花保育園 | 60 | 東餅田 1343-3 | 67-8777 | 20:00 | — | ○ |
| | 建昌こぎく保育園 | 70 | 東餅田 3355-1 | 73-7211 | 19:00 | — | ○ |
| | 池島こども園 | 60 | 永池町 9-3 | 65-1033 | 19:00 | — | ○ |
| | なでしこ保育園 | 60 | 永池町 12-13 | 55-0633 | 19:00 | — | ○ |
| | おひさまこども園 | 60 | 西餅田 3306-1 | 67-1155 | 19:00 | — | — |
| | 双葉幼稚園 | 51 | 加治木町諏訪町 53 | 62-2604 | 19:00 | — | — |
| | 加治木ゆなの木保育園 ※3歳児以上は、毎月 2,000円の上乗せ徴収有 | 64 | 加治木町木田 5348-105 | 73-7782 | 19:00 | — | — |
| ひまわりこども園 | 40 | 西始良1丁目39-30 | 55-1371 | 19:00 | — | ○ | |

※ 『延長保育』、『一時保育』、『休日保育』については、利用方法や利用料金が異なりますので、施設に直接お問い合わせください。

(4) 事業所内保育及びその他のサービス

| 区分 | 事業所内保育所の名称 | 定員 | 住 所 | 電話番号 | 延長保育 | 連携施設 |
|----|------------|----|--------------|---------|-------|--------|
| 私立 | アゼリア幼稚舎 | 15 | 加治木町港町 147-2 | 62-3711 | 19:00 | あいら幼稚園 |

※ 事業所内保育とは

事業所の従業員の子どもに加えて、保育を必要とする地域の子どもを保育する事業。

利用の対象となる児童は0～2歳児です。3歳児以降については事業所内保育の連携施設へ入所することになります。

5 保育所等に入所するための条件及び期間（保育の実施期間）について

保護者が次の入所要件のいずれかに該当し、日中に子どもの保育ができないと認められ、かつ市内に在住している場合は『保育の必要な事由』に該当し、入所申し込みができます。

| 入 所 要 件 | | 入所できる期間 |
|----------------|--|---|
| 居宅外労働 居宅内労働 | 保護者が月に12日以上、かつ1日に4時間以上、居宅外の就労又は家事以外の居宅内の就労を日中に行っている。 | 入所する子どもが小学校就学前までの期間内で、左記の入所要件を満たしている期間 |
| 出産（妊娠） | 保護者が出産前後に安静を要している。 | 出産予定日の6週間前（多胎妊娠は8週間前）から出産後8週間以内（多胎妊娠は12週間以内）で必要な期間 |
| 病気療養 | 保護者が疾病、負傷等で保育することが困難な状態である。 | 『診断書（意見書）』等に記載された安静を要する期間 |
| 看護・介護 | 保護者が月に12日以上、かつ1日に4時間以上、同居又はそれ以外の親族の看護・介護等を日中に行っている。 | 入所する子どもが小学校就学前までの期間で、保護者等が保育することが困難な期間 |
| 震災、火災等の災害の復旧 | 保護者が被災による復旧にあたっている。 | 災害等復旧が完了するまでの期間 |
| 就学・技能取得 | 保護者が月に12日以上、かつ1日に4時間以上、就学・技能取得のための通学を日中に行っている。 | 保護者が職業訓練又は各種学校に就学する期間内で、入所する要件を満たしている期間 |
| 育児休業中 | 保護者が『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律』（育児・介護休業法）で定めた育児休業制度を取得し、出生児の保育に専念する。 | 当該制度の取得の対象となった子どもの兄弟が既に入所しているときに限り、当該制度の取得の対象となった子どもの育児休業期間 |
| 求職活動 | 保護者が職業安定所（ハロー・ワーク）に求職登録を行い、求職活動を専ら行っている。 | 保育所等入所日又は離職日から3か月が経過するまでの期間 ※年度内において3か月以内 |

6 入所申込みに必要なもの

(1) 入所要件を確認するために必要な書類

| 提出書類 | | 書類の注意点等 | 証明の依頼先 |
|-------------|---|---|-----------------------------|
| 就 労 | 『就労証明書(事実確認書)』 | 職場に復帰(採用)予定のかたは、復帰(採用)予定日を明記してください。 勤務先が複数ある場合は、その勤務先ごとにご提出ください。 | 就職している又は就職予定の会社 |
| 育児休業中 | 『就労証明書(事実確認書)』 『育児休業取得証明書』 | | |
| 自 営 業 | 『就労証明書(事実確認書)』 | 事業の内容について、民生委員に事実確認の署名を依頼してください。民生委員の連絡先については、子育て支援課までお問い合わせください。 ※ 新たに自営業や農業を始めた場合等は関連資料(開業届出や就農許可申請書の写し等)の提出もお願いすることがあります。 | 居住地区担当の民生委員 |
| 出産(妊娠) | 『母子手帳』(写) | 『母子手帳』の出産(予定)日が記載されたページの写し又は出産予定日が明記されたものをご提出ください。 | |
| 病 気 療 養 | 『診断書(意見書)』 | 日常の保育ができない及びその期間が明記されていること。 | 入院・通院中又はかかり付けの病院の医師 |
| 心 身 障 害 | 『診断書(意見書)』 『障害者手帳』(写) 『療育手帳』(写)等 | 等級が1級・2級の障害、又は日常生活が著しく制限される障害があり、日常の保育が困難だと確認できること。 | ※診断書(意見書)は、始良市の様式を使用してください。 |
| 看 護 介 | 『家庭状況調査票』及び 『診断書(意見書)』又は 『要介護度認定通知書』(写) | 看護・介護の状況及び看護・介護を受けるかたの看護・介護等が必要だと明記されていること。 | |
| 就 学 技 能 取 得 | 『在学証明書』 『時間割』等 | 就学日数等が確認できるものも併せてご提出ください。 | 技能取得先の訓練校・就学先の学校 |
| 求 職 活 動 | ハローワークの登録証(写)等 | | |

(2) 保育料を決めるために必要な書類

| 提出が必要な保護者及び生計を同一にしている同居者 | 提出書類 | 発行の依頼先 |
|--------------------------|---------------------|-----------------------------|
| 平成31年1月2日以降に始良市に転入してきたかた | 令和元年度の市町村民税の「課税証明書」 | 平成31年1月1日に住んでいた市町村の市町村民税担当課 |
| 令和2年1月2日以降に始良市に転入してきたかた | 令和2年度の市町村民税の「課税証明書」 | 令和2年1月1日に住んでいた市町村の市町村民税担当課 |

《注意》

- ※ 同居する祖父母等が世帯における家計の主宰者である場合、祖父母等の市町村民税も含めて保育料を決定しますので、祖父母等の書類(上表)もご提出ください。
- ※ 書類の提出がない場合は、保育料を高額で算定する場合があります。

(3) 保育料の軽減措置を適用するために必要な書類

対象者がいるときにご提出いただきます。提出がない場合は軽減措置の対象となりませんので、速やかにご提出ください。

| 対象者 | 提出書類 | 証明の依頼先 |
|---|-------------|--------------|
| 入所した子どもの兄弟姉妹で幼稚園や認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設等に通園又は子どもデイサービスを利用している就学前子ども | 『在園・在所証明書』 | 在園・在所している施設等 |
| 申し込み児童や同居の家族が障害を有する場合 | 『障害者手帳』等(写) | - |

7 保育料階層表について

(ア) 1・2号認定(3歳以上児)

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、1・2号認定(3歳以上児)のかたは保育料が無償となります。なお、副食費については、世帯の市町村民税や兄弟児の状況等によって免除対象となる場合があります。

副食費免除対象世帯

【1号認定】

- ・ 年収360万円未満相当世帯
- ・ 年収360万円以上相当世帯のうち、小学校3年生以下の児童又は幼稚園等(幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設等)に入所している子どもがいる場合は小学校3年生以下の範囲において最年長の子どもから数えて第3子以降に該当するかた

【2号認定】

- ・ 年収360万円未満相当世帯
- ・ 年収360万円以上相当世帯のうち、幼稚園等(幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設等)に入所している子どもがいる場合は小学校入学前の範囲において最年長の子どもから数えて第3子以降に該当するかた

(イ) 3号認定(3歳未満児)

| 階層区分 | | | 保育標準時間 | 保育短時間 | |
|------|----|--------------------------|--------|--------|------------------|
| 1 | A | 生活保護世帯 | 0 | 0 | |
| 2 | B0 | B1階層で母子家庭等障害等世帯 | 0 | 0 | |
| | B1 | 市町村民税非課税世帯 | 5,000 | 4,900 | 第2子以降無償 |
| 3 | C0 | C1階層で母子家庭等障害等世帯 | 3,500 | 3,400 | 第2子以降無償 |
| | C1 | 市町村民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税世帯) | 8,000 | 7,800 | 第2子半額 第3子以降無償 |
| | C2 | C3階層で母子家庭等障害等世帯 | 5,200 | 5,100 | 第2子以降無償 |
| | C3 | 市町村民税所得割課税額 24,000 円未満 | 11,400 | 11,200 | 第2子半額 第3子以降無償 |
| | C4 | C5階層で母子家庭等障害等世帯 | 7,300 | 7,150 | 第2子以降無償 |
| | C5 | 市町村民税所得割課税額 48,600 円未満 | 15,600 | 15,300 | 第2子半額 第3子以降無償 |
| 4 | D1 | D2階層で母子家庭等障害等世帯 | 9,000 | 9,000 | 第2子以降無償 |
| | D2 | 市町村民税所得割課税額 57,700 円未満 | 19,800 | 19,400 | 第2子半額 第3子以降無償 |

| | | | | | |
|---|-----|-------------------------|--------|--------|------------------|
| | D 3 | D 4階層で母子家庭等障害等世帯 | 9,000 | 9,000 | 第2子以降無償 |
| | D 4 | 市町村民税所得割課税額 73,000 円未満 | 19,800 | 19,400 | 第2子半額 第3子以降無償 |
| | D 5 | D 6階層で母子家庭等障害等世帯 | 9,000 | 9,000 | 第2子以降無償 |
| | D 6 | 市町村民税所得割課税額 77,101 円未満 | 24,000 | 23,500 | 第2子半額 第3子以降無償 |
| | D 7 | 市町村民税所得割課税額 97,000 円未満 | 24,000 | 23,500 | 第2子半額 第3子以降無償 |
| 5 | D 8 | 市町村民税所得割課税額 133,000 円未満 | 29,800 | 29,200 | 第2子半額 第3子以降無償 |
| | D 9 | 市町村民税所得割課税額 169,000 円未満 | 35,600 | 34,900 | 第2子半額 第3子以降無償 |
| 6 | D10 | 市町村民税所得割課税額 235,000 円未満 | 39,000 | 38,300 | 第2子半額 第3子以降無償 |
| | D11 | 市町村民税所得割課税額 301,000 円未満 | 42,300 | 41,500 | 第2子半額 第3子以降無償 |
| 7 | D12 | 市町村民税所得割課税額 397,000 円未満 | 49,000 | 48,100 | 第2子半額 第3子以降無償 |
| 8 | D13 | 市町村民税所得割課税額 397,000 円以上 | 49,000 | 48,100 | 第2子半額 第3子以降無償 |

※ 市町村民税の算定では住宅取得控除、外国税控除及び配当控除は除かれます。

(1) 保育料の算定・副食費免除の適用有無の決定に係る市町村民税の課税年度

4月分から8月分までは令和元年度市町村民税、9月分から3月分までは令和2年度市町村民税をもって、それぞれ決定します。

| 4月 | 8月 | 9月 | 3月 |
|-------------|----|-------------|----|
| 令和元年度 市町村民税 | | 令和2年度 市町村民税 | |

(2) 子ども及び保護者以外に祖父母等が同居しているとき

同居する祖父母等が子どもの世帯における家計の主宰者であれば、同居する祖父母等の市町村民税も合算して保育料を決定します。ただし、その場合でも保護者に子どもの生計を維持できる安定した収入が認められる場合（生活保護基準額を準用し、おおむね月額10万円以上）は、保護者を子どもの生計の主宰者として認定します。

(3) 離婚、再婚、死亡による世帯員の変更があったとき

保育料の算定上の保護者・同居する祖父母等に変更があったときは、その世帯員の変更を子育て支援課に届出をした日の属する月の翌月から、変更後の世帯員の市町村民税を合算した額によって算定した保育料に変更します。

なお、離婚を前提として別居しているかたで住所を異動して6か月以上が経過し、かつ離婚調停等を起こしている場合、子どもを扶養している親や同居する祖父母等の市町村民税を合算した額で保育料を算定します。

(4) 市町村民税等の修正申告を行い、税額が変更になったとき

修正申告で税額が変更になったときは、その変更を子育て支援課に届出をした月の翌月から保育料が変更になります。

8 保育料の軽減措置について

(1) 多子入所に係る軽減措置

3号認定（3歳未満児）

（市町村民税所得割課税額が57,701円以上（ひとり親の場合は77,101円以上）の世帯）

幼稚園等に2人以上入所しているときは、2人目は半額、3人目以降は0円となります。

（市町村民税所得割課税額が57,701円未満（ひとり親の場合は77,101円未満）の世帯）

保護者が養育・監護している子どもが2人以上（ひとり親家庭の場合は1人以上）いる場合、2人目は半額（ひとり親家庭の場合は無料）、3人目は無料となります。

※ この保育料の軽減措置の適用の有無を確認するための書類として、申し込みをする子どもと生計を同一にする就学前の兄弟姉妹が幼稚園等に入園しているときは、幼稚園等の『在園・在所証明書』を令和2年4月中にご提出ください。なお、4月以降に入所が決まった場合も『在園・在所証明書』は速やかにご提出ください。

(2) 第三子以降子どもの入所に係る軽減措置

保護者が、18歳に達する日以降最初の年度末までの間にある子ども（0歳から18歳までの子ども）を養育・監護している場合、その子どものみを年長者から順に数えて第三子以降の子どもが幼稚園等に入所しているときは、次の区分により保育料を軽減することとなります。ただし、算定対象の市町村民税所得割課税額が97,000円以上に属する世帯の子どもについては、適用されません。

| 支給認定 | 対象児童 | 軽減の内容 |
|---------------|---|-----------------------------|
| 3号 (3歳児未満) | ① 保育所又は幼稚園や認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設等に入園している子どものうち、年齢の最も高い子ども（1人目） | 基本額に2/3を乗じて、10円未満の端数を切り捨てた額 |
| | ② 保育所又は幼稚園や認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設等に入園している①以外の子どものうち、年齢が最も高い子ども（2人目） | 基本額に1/2を乗じて、10円未満の端数を切り捨てた額 |

9 月途中に入所・退所したときの保育料について

転入等によりやむを得ず入所日が月の途中となった場合の保育料は、入所した日から当月の末日までの開所日数を25日間で日割計算した金額となります。また、転出等によりやむを得ず退所日が月の途中となった場合の保育料は、当月の初日から退所した日までの開所日数を25日間で日割計算した金額となります。

ここでの「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数であり、各保育所等の自主的な休日等（例えば、お盆休みの休園や行事の代替休園）は「開所日数」に含みます。

10 保育料の納付について

(1) 納付方法について

ア. 認定こども園（私立）

保育料は各認定こども園に直接支払うこととなります。納付方法は各認定こども園にお問い合わせください。

イ. 保育所（公立・私立）及び認定こども園（公立）

納付書払い又は金融機関の口座からの自動振替払いのいずれかの方法により、毎月定めた納期限日までに始良市に支払うこととなります。

保育料の納付書又は口座振替通知書は、保育所等への入所後の最初の納期限日の2週間前までに送付します。前期分（4月分から8月分）は4月上旬に、後期分（9月分から3月分）は9月上旬に、それぞれ送付します。

なお、保育料の口座振替制度を利用されますと、毎月の納期限日（12月だけは25日）に指定の口座から自動的に引き落とされ、納め忘れがなく、また納付に行く手間も省けます。現在、納付書払いをされているかたは口座振替への変更をお勧めします。

(2) 保育料の未納について

保育料の未納があるかたについては、滞納処分（差押えや給与照会）や児童手当から特別徴収をすることになり、内容によっては保育所を退所してもらうこともあります。なお、入所選考時点で保育料が6か月以上滞納となっている場合は大幅な減点となります。

11 家庭状況に変更等があったときの手続きについて

入所後に次のような事由が発生したときは、速やかに始良市の指定する様式により届出又は連絡をしてください。なお、後日、手続き等の漏れが判明した場合は、退所してもらうこともあります。忘れないよう必ずお手続きください。

| 変更の内容 | 提出する書類等 |
|--|--|
| (1)入所の必要がなくなったとき | 『退所届出書』 |
| (2)入所した子ども及び保護者が転出するとき | |
| (3)離婚、再婚等による世帯員の変更があったとき | 『支給認定変更申請書』 |
| (4)保護者が就職、転職及び就業時間等の変更があったとき | 『支給認定変更申請書』 『就労証明書(事実確認書)』 |
| (5)母が妊娠をしたとき | 『支給認定変更申請書』 『母子手帳』の写し |
| (6)保護者が退職したとき | ・ 求職の意思があるとき 『支給認定変更申請書』 『ハローワーク登録証の写し』 ・ 求職の意思がないとき 『退所届出書』 |
| (7)出産後に育児休業を取得したとき | 『支給認定変更申請書』 『育児休業取得証明書』 |
| (8)入所した子どもの兄弟姉妹が幼稚園や認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設等を退園又は子どもデイサービスを利用しなくなったとき | 『支給認定変更申請書』 『在園・在所証明書』 ※保育料の軽減措置に関わる事項であるため、必ずご連絡ください。 |

1 2 子どもが在所中に育児休業を取得するとき

既に保育所等に入所している子どもは、保護者が継続して入所することを希望し、事前に『育児休業取得証明書』を提出することにより、育児休業を取得することとなった対象の子どもが育児休業期間は継続して入所することができます。

また、既に入所している子どもが育児休業の終わる年に年長(翌年度に小学校入学する子ども)だった場合、当該年度末まで継続して入所することができます。

なお、育児休業を取得している期間内に新たな子どもの入所はできません。

ここでの育児休業とは、『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律』に規定された育児休業制度を指し、対象者は次の労働者となります。

- (1) 育児休業を取得できる労働者は、原則として1歳に満たない子を養育する男女労働者であること。
- (2) 一定範囲の期間雇用者(同一事業主に継続して雇用された期間が1年以上の者)であり、かつ出生した子どもが1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる男女労働者であること。

1 3 入所選考について

4月1日の入所選考は2月下旬に行います。年度途中の入所選考は毎月15日から行いますので、前日の14日までにすべての書類を揃えて申込みをお願いします。

また、育児休業復帰の場合は、復帰の3か月前からの選考が可能です。4月1日から7月1日までの育児休業復帰予定のかたは、4月1日入所のかたと同じ2月下旬に入所選考を行います。

なお、入所選考は提出期限までにすべての書類が揃った申込者の中で選考を行います。

入所承諾する子どもは、入所申込書に記載された家庭状況、聞き取りをした内容及びそれらを証明する書類により、入所が適当と認められる子どもとその優先度を判定、選考し、保育所等と入所調整を行い決定します。

また、保育所等に空きがない又は入所選考から外れた等の理由により、希望する日に入所ができなかった子どもは待機子どもとして登録され、翌月以降も入所選考の対象となります。入所申込みの有効期限は令和3年3月末までです。

なお、申込書に記載した内容を裏付ける証明等の書類の内容に未記入・不備があるときは、入所の決定が保留又は取消しとなる場合があります。

1 4 入所承諾(決定)・通知について

4月1日に入所(継続入所)する子どもの選考の結果は、2月下旬に『入所承諾書』又は『入所保留通知書』により通知します。また、年度途中の入所の選考の結果は入所を希望する月の前月下旬をめぐりに通知します。なお、入所保留となった場合、保留通知は1回目だけの送付になり、2回目以降は入所可能となった場合のみ『入所承諾書』を通知します。

15 保育所等入所選考基準

入所申込みの子ども数が定員を超えた場合は、入所選考基準により申し込みをした子どもの「保育の必要な事由」を指数化し、指数の高い順に入所の優先順位を決め、保育所等の保育士の配置、子ども一人当たりの床面等の国の定めた子ども福祉施設の最低基準を満たす範囲内で入所する子どもを選考します。

この指数化は、下表の【入所選考基準指数表】により合算値方式（両親等の状態をそれぞれ指数化し、合算するもの）で求めた数値に、世帯の状況等により【指数調整表】を用いて加減します。

【入所選考基準指数表】

| 保護者の状況 | | 指数 |
|-----------------------------|-----------------------------|----|
| 居宅外 就 労 | 月24日以上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労 | 20 |
| | 月24日以上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労 | 18 |
| | 月24日以上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労 | 16 |
| | 月24日以上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労 | 13 |
| | 月24日以上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労 | 11 |
| | 月22日以上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労 | 19 |
| | 月22日以上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労 | 17 |
| | 月22日以上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労 | 15 |
| | 月22日以上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労 | 12 |
| | 月22日以上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労 | 10 |
| | 月20日以上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労 | 17 |
| | 月20日以上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労 | 15 |
| | 月20日以上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労 | 13 |
| | 月20日以上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労 | 11 |
| | 月20日以上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労 | 9 |
| | 月18日以上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労 | 16 |
| | 月18日以上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労 | 14 |
| | 月18日以上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労 | 12 |
| | 月18日以上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労 | 10 |
| | 月18日以上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労 | 9 |
| | 月16日以上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労 | 14 |
| | 月16日以上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労 | 13 |
| | 月16日以上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労 | 11 |
| | 月16日以上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労 | 9 |
| | 月16日以上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労 | 8 |
| | 月14日以上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労 | 13 |
| | 月14日以上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労 | 11 |
| | 月14日以上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労 | 10 |
| | 月14日以上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労 | 8 |
| | 月14日以上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労 | 7 |
| 月12日以上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労 | 11 | |
| 月12日以上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労 | 10 | |
| 月12日以上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労 | 9 | |

| | | | |
|----------------------------|--|-------------------------------------|----|
| | 月12日以上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労 | 7 | |
| | 月12日以上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労 | 6 | |
| 居宅内 就労 ・内職 | 月20日以上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労 | 16 | |
| | 月20日以上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労 | 14 | |
| | 月20日以上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労 | 12 | |
| | 月20日以上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労 | 10 | |
| | 月20日以上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労 | 8 | |
| | 月12日以上であって、かつ、1日に実働8時間以上の就労 | 10 | |
| | 月12日以上であって、かつ、1日に実働7時間以上の就労 | 9 | |
| | 月12日以上であって、かつ、1日に実働6時間以上の就労 | 8 | |
| | 月12日以上であって、かつ、1日に実働5時間以上の就労 | 6 | |
| | 月12日以上であって、かつ、1日に実働4時間以上の就労 | 5 | |
| 妊 娠 出 産 | 出産予定日前6週から出産後8週の日属する月までの期間で、安静・分娩・休養のため保育に当たることができない場合 | 20 | |
| 疾 病 負 傷 | 入院している場合 | 20 | |
| | 通 院 居宅療養 | 入院に相当する治療や安静を要し、常時病臥している場合 | 20 |
| | | 週に1回以上の通院加療をし、安静を要する場合 | 16 |
| | | 月1回以上の通院加療をし、保育が困難と認められる場合 | 12 |
| | 定期的に通院加療をし、保育が困難と認められる場合 | 8 | |
| 心 身 障 害 等 | 障害者 手 帳 | 等級が1級、2級であり、保育が日常的に困難と認められる場合 | 20 |
| | | 等級が3級であり、保育が日常的に困難と認められる場合 | 12 |
| | | 等級が4級以下であり、保育が日常的に困難と認められる場合 | 8 |
| | 療育手帳 | 等級がA1、A2であり、保育が日常的に困難と認められる場合 | 20 |
| | | 等級がB1であり、保育が日常的に困難と認められる場合 | 12 |
| | | 等級がB2以下であり、保育が日常的に困難と認められる場合 | 8 |
| | 精神保健 福祉手帳 | 等級が1級であり、保育が日常的に困難と認められる場合 | 20 |
| 等級が2級であり、保育が日常的に困難と認められる場合 | | 12 | |
| 等級が3級であり、保育が日常的に困難と認められる場合 | | 8 | |
| 看 護 介 護 付 添 い | 入 院 通 院 所 (居宅 外) | 月24日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等 | 18 |
| | | 月24日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等 | 11 |
| | | 月22日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等 | 17 |
| | | 月22日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等 | 10 |
| | | 月20日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等 | 15 |
| | | 月20日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等 | 9 |
| | | 月18日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等 | 14 |
| | | 月18日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等 | 9 |
| | | 月16日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等 | 13 |
| | | 月16日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等 | 8 |
| | | 月14日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等 | 11 |
| | | 月14日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等 | 7 |
| | | 月12日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の看護等 | 10 |
| | | 月12日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の看護等 | 6 |
| | 居宅内 | 生活全般において全面的な介助を要する場合（要介護認定4以上） | 16 |
| | | 起き上がりが難しく、排泄・入浴等に介助を要する場合（要介護認定2以上） | 12 |

| | | | |
|------|------------------------------|---------------------------------------|----|
| | | 立ち上がり・歩行が安定せず、入浴等に一部の介助を要する場合（要介護認定1） | 8 |
| 災害復旧 | | 震災、風水害、火災その他災害の復興にあたっている場合 | 20 |
| その他 | 就学・ 職業訓練 等 | 月23日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の就学等 | 18 |
| | | 月23日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の就学等 | 11 |
| | | 月20日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の就学等 | 15 |
| | | 月20日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の就学等 | 9 |
| | | 月17日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の就学等 | 13 |
| | | 月17日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の就学等 | 8 |
| | | 月14日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の就学等 | 11 |
| | | 月14日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の就学等 | 7 |
| | | 月12日以上であって、かつ、1日に実質7時間以上の就学等 | 10 |
| | 月12日以上であって、かつ、1日に実質4時間以上の就学等 | 6 | |
| | 求職活動 | 就業するために日中外出することを常態としている場合 | 4 |

【指数調整表】

| 区分 | 調整対象事項 | 調整点 |
|-------|--|-----|
| 世帯 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第5項に規定する母子家庭等に属している場合 | +26 |
| | 離婚を前提とした別居をしている場合 | +26 |
| | 父又は母が単身赴任等で別居の場合 | +20 |
| | 生活保護給付等を受けている場合で、かつ収入増となる就労証明書等が提出された場合（母子又は父子のみの世帯を除く。） | +4 |
| 家庭的保育 | 家庭的保育事業等を卒園し、連携施設以外の特定保育施設等を希望した場合 | +2 |
| 保護者 | 父又は母が、産後休暇後又は育児休業の満了により職場に復帰する場合 | +4 |
| | 育児休業取得前に特定保育施設等を利用していた場合 | +6 |
| | 世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、就労の必要性が高い場合 | +4 |
| | 保育料を正当な理由なく、6か月以上12か月未満滞納している場合 | -10 |
| | 保育料を正当な理由なく、12か月以上滞納している場合 | -20 |
| その他 | 申込みをする支給認定子どもが障害を有している場合 | +4 |
| | 兄弟姉妹が既に特定施設等に入所中の場合 | +10 |
| | 同居の親族その他の者が65歳未満であり、かつ、求職活動以外の事由で子ども・子育て支援法施行規則第1条に該当しない場合 | -6 |

16 保育所等を退所するときの手続き等について

保育所等を退所するときは、退所予定日の1週間前までに、『退所届出書』を子育て支援課にご提出ください。届出が遅れた場合はその間の開所日数分の保育料はいただくこととなりますのでご注意ください。

また、入所後に次のような事由が発生しているにも関わらず、連絡や退所届の提出がない場合は、「保育解除通知書」を通知し、通知書に記載した日までに退所していただくこととなります。

- (1) 家庭状況に変更があり、家庭での保育ができるようになったとき。
- (2) 申請書の記載内容又は提出した書類に事実とは異なる虚偽の内容があったとき。
- (3) 退職して求職の意思がないとき。
- (4) 子どもが集団での保育に適さなかったとき。
- (5) 継続して2か月以上保育所等を無届けで欠席したとき。
- (6) 求職活動の期間が3か月を超えたとき。
- (7) 入所している子どもが始良市以外に転出したとき。
- (8) 産後8週を経過し、就業又は求職の意思がないとき。

17 始良市以外の市町村内の保育所等への入所について

父親又は母親等家族の勤務地等の関係により、始良市内の保育所等の開所時間内（午前7時から午後6時まで）に子どもを送迎することが困難な場合があります。

そのような場合に限り、保育所等に入所する要件（就労・看護・病気療養等により日中の保育が困難であること）を満たしたうえで、勤務地又は通勤経路上にある市町村の保育所等を利用することで保育所等に子どもを送迎することが可能となるときは、当該市町村にある保育所等での保育を委託することができます。ただし、希望された保育所等に空きがある場合に限られ、また最終的な入所の決定は保育所等の所在する市町村の同意が得られたうえで決定します。なお、入所申込書の提出先は始良市子育て支援課となります。

18 里帰り出産時の保育所等への入所について

保護者の里帰り出産等の場合、始良市から他市町村の保育所等又は他市町村から始良市内の保育所等に入所を申し込むことができます。ただし、入所申し込み先は子どもの住民票を置いている市町村の保育所等担当課となります。

なお、他市町村内の保育所等に保育を委託したいときの基準は次のとおりです。

- ・ 出産予定日（母子手帳の記載された分娩予定日）の6週間前から出産後8週間までの間で、安静を要する期間に限定されること。
- ・ 里帰り先の家庭において、母親以外に同居の親族その他の者がその子どもの保育に当たることができないと認められること。
- ・ 他市町村内の保育所等及び所管の市町村が、入所について承諾していること。

19 個人情報の取り扱い

保護者等から提出された申込書及び証明書等に記載された個人情報並びに聞き取り・調査等により収集した個人情報は、保育所等の入所に係る事務以外に使用しません。

ただし、保育所等の入所以外に当該子どもの福祉に係る措置等の事務・手続きを行う際に、その情報を確認する必要があるときは、この限りではありません。